

第1号訪問事業（訪問緩和型独自サービスA）重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 事業者（法人）の概要

| | |
|------------|----------------|
| 事業者（法人）の名称 | 社会福祉法人近江ちいろば会 |
| 主たる事務所の所在地 | 滋賀県湖南市菩提寺327-4 |
| 代表者（職名・氏名） | 理事長 森口 茂 |
| 設 立 年 月 日 | 平成7年9月 |
| 電 話 番 号 | 0748-74-3900 |

2. ご利用事業所の概要

| | | |
|-------------|-------------------------|------------|
| ご利用事業所の名称 | ぼだいじホームヘルプステーション | |
| サービスの種類 | 第1号訪問事業（サービスA） | |
| 事業所の所在地 | 〒520-3247 湖南市菩提寺東4丁目1-5 | |
| 電 話 番 号 | 0748-74-3904 | |
| 指定年月日・事業所番号 | 平成29年 4月 1日指定 | 2572300370 |
| 管理者の氏名 | 羽賀 美弥子 | |
| 事業の実施地域 | 湖南市 | |

3. 事業の目的と運営の方針

| | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。 |
| 運営の方針 | 事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。 |

4. 提供するサービスの内容

訪問緩和型独自サービスAは、身体状況が安定し、専門職でなくても定期的な支援を受けることで自立した生活が送れることが見込まれる方に対して、身体介護を含まない、下記の援助を行います。

| | |
|------|--|
| 生活援助 | 家事を行うことが困難な者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣服の整理など |
|------|--|

◇ 第一号訪問事業として提供できないとされるサービスへの対応について

次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・ 来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・ 自家用車の洗車・清掃 等

② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・ 草むしり
- ・ 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話
- ・ アルコール、たばこの購入
- ・ 医薬品の購入 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

(2) 保険外サービス

第一号訪問事業のご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することが可能です。その場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者等に連絡し、サービス変更の調整を行います。

5. 営業日時

| | |
|----------|--|
| 営業日 | 月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。 |
| 営業時間 | 午前9時から午後5時まで |
| サービス提供時間 | 午前10時から午後4時まで |

6. 事業所の職員体制

| 従業者の職種 | 勤務の形態・人数 | |
|-----------------|---------------|----------|
| サービス提供責任者 | 常勤 1人以上（兼務あり） | |
| 従事者 | 常勤 7人以上 | 非常勤 6人以上 |
| うち介護福祉士 | 常勤 6人以上 | 非常勤 3人以上 |
| うち介護職員初任者研修等修了者 | 常勤 1人以上 | 非常勤 3人以上 |

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

| | |
|--------------|--------|
| サービス提供責任者の氏名 | 羽賀 美弥子 |
|--------------|--------|

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業・訪問型サービスAの利用料

【基本部分】

| サービス名称 | サービスの内容 | 基本利用料 (1月あたり) | 利用者負担 (1割) | 利用者負担 (2割) | 利用者負担 (3割) |
|---------------------------------|---|------------------|---------------|---------------|---------------|
| (市) 訪問緩和型 独自サービスⅠ (1月につき) | 月4回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2) | 9,597円 | 960円 | 1,920円 | 2,880円 |
| (市) 訪問緩和型 独自サービスⅡ (1月につき) | 月8回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2) | 19,184円 | 1,919円 | 3,837円 | 5,756円 |

(2) その他の費用

| | | | |
|-----|-------|----------|-------------------|
| 文書料 | 領収書 | 1ヶ月 1通に付 | 1,000円 |
| | その他文書 | 申請1件に付 | 2,000円+複写物等10円/1面 |

※① ご本人様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は、ご本人のご負担になります。

(3) キャンセルに関して

利用予定日のキャンセルの連絡は、前日午後5時までに下記連絡先までお電話ください。

(連絡先 電話0748-74-3904)

(4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、毎月10日ごろに前月分の請求明細書を発行いたしますので、20日に(20日が銀行休業日の場合は翌営業日に)銀行口座自動振替にてお支払いください。本人が銀行口座自動振替でのお支払いが困難な場合は現金にて支払い、事業者は本人に対して領収書を発行いたします。

(5) サービス提供証明書

(利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

9. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所のサービス提供責任者がお伺いいたします。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に湖南省地域包括支援センターまたは、介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①ご本人のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ご本人が介護保険施設に入所した場合
- ご本人の認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ご本人がお亡くなりになった場合

④当事業所に帰する事由により、利用者から契約を解除する場合

当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご本人およびご家族などに対して社会通念、社会規範を逸脱する行為を行った場合、当事業所が事業を停止することが明らかになった場合、ご本人は、文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

⑤下記の理由によりサービスの継続が著しく困難な場合

- ご本人が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず2週間以内に支払われない場合
- ご本人が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返し、改善が見込まれない場合
- ご本人が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたり、今後のサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合(*再契約はできません)
- ご本人やご家族による次のいずれかに該当し、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等と協力し防止策を講じても行為等が継続する場合
 - ・ 訪問介護員に対する暴力行為や暴言、威嚇行為
 - ・ 訪問介護員に対する心身に危害を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為
 - ・ 訪問介護員に対する性的な行為、または映像等を強要する行為や言動

注：なお、訪問サービスに係る契約が終了する際には、事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡するほか、他の事業者の情報を提供するなどの措置を講じます。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに、主治

医、救急隊、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）、家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

（１）リスクに関する一般的留意事項について

当事業所では、支援や介護を要する利用者の状態に応じて、転倒等の事故防止のための教育、情報共有、介護技術の向上、環境整備等に努めています。一方、日常生活機能の維持・向上のためには、できるだけ自立して活動を行っていただくような援助を行っています。事故等が生じないように努力していますが、それでも事故リスクはゼロにはならないことがあります。

1 1. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び湖南省等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 2. 虐待の防止について

事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

| |
|-------------|
| 虐待防止に関する責任者 |
|-------------|

| |
|-----------|
| 管理者：羽賀美弥子 |
|-----------|

1 3. ハラスメントの防止について

（１）基本方針

当事業所は誰であっても「ハラスメント」を受けることがない、「ハラスメント」の無い職場の実現を目指しています。

（２）ハラスメントの意味

介護サービスの提供、利用の場面で、①暴力、暴言、不当な要求、その他、相手に著しく迷惑をかける言動、または相手方に不快感を与える性的な言動（セクシャルハラスメント）を意味します。

（３）職員に対する教育および指導

職員に対して、利用者または家族に対して「ハラスメント」を行うことがないように研修、指導を行います。

（４）苦情または相談

職員から「ハラスメント」を受けた場合は、苦情相談窓口にご相談、または苦情をお申し出ください。

（５）利用者またはその家族による「ハラスメント」の禁止

訪問サービスの提供を困難にしますから、職員に対する「ハラスメント」は行わないでください。

1 4. 苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

| | |
|---------|------------------------------------|
| 事業所相談窓口 | 電話番号 0748-74-3904 面接場所 当事業所の相談室 |
|---------|------------------------------------|

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

| | | |
|--------|----------------|-------------------|
| 苦情受付機関 | 湖南省高齢福祉課 | 電話番号 0748-71-2356 |
| | 滋賀県国民健康保険団体連合会 | 電話番号 077-522-0065 |

15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

| | | |
|-----|----------|------------------------------------|
| 事業者 | 所在地 | 滋賀県湖南市菩提寺東4丁目1-5 |
| | 事業者（法人）名 | 社会福祉法人近江ちいろば会 ぼだいじホームヘルパーステーション |
| | 代表者職・氏名 | 理事長 森口 茂 |
| | 説明者職・氏名 | |

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

本人住所
氏名

署名代行者（又は法定代理人）
住所
本人との続柄
氏名